



報道発表資料の配付日時 1月31日(金) 10時00分

発表項目 (行事名)	不当な請求を行っている事業者に関する情報提供について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 令和2年1月21日以降、道内で、本人に身に覚えのない債務を請求する行為、いわゆる「架空請求」に関し、「アビリス債権株式会社」名で、はがきによる架空請求があったとの苦情相談が多数あります。</p> <p>○ 道では、消費者に根拠のない不当な請求を行う事業者について、事業者名・請求に使用されているはがき等(写)を、ホームページに掲載し、道民への注意喚起を行っています。</p> <p>○ この度、ホームページに別紙のとおり「アビリス債権株式会社」に関する情報を追加しますので、お知らせします。</p> <p>◇ ホームページ「不当請求事業者名等の情報提供」 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyohoteikyo.htm</p> <p>※ ホームページは本日10時に更新します。</p> <p>【参考】</p> <p>● 北海道消費生活条例第17条の2(重大被害防止措置) 知事は、事業者が不当な取引を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法により消費者に重大な被害を生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに次に掲げる情報を提供するものとする。</p>		
参考	<p>[架空請求があったときの対応方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身に覚えのない請求には一切応じない ・お住まいの市町村消費生活相談窓口へ相談・情報提供 ・はがきやメールなどの請求文書は証拠として、念のため保存 ・脅迫や悪質な取り立てにあった、また支払ってしまったときはすぐ警察へ相談 		
報道(取材)に当たってのお願い	インターネットを利用なさっていない道民の方も多いため、不当な請求を行っている事業者名や請求に使用された文面等を併せて掲載いただくことにより、より一層の消費者被害の防止となります。積極的な報道について、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	
担当(連絡先)	環境生活部くらし安全局消費者安全課 表示・取引適正化グループ(担当:古川) 電話 ダイヤルイン 011-204-5213(内線24-513)		

プレスリリース

不当な請求を行う事業者に関する情報提供について

令和2年1月31日

環境生活部消費者安全課

道では、北海道消費生活条例第17条の2の規定に基づき、不当な請求を行っている事業者名等について、平成16年11月19日からホームページに掲載し、道民への注意喚起を行っています。

今回、新たに次の事業者を不当な請求を行っている事業者として追加しましたので、情報提供します。

1 情報提供する事業者名等

事業者名	所在地
アピリス債権株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9-7

2 消費者等に送付されてきた文書 別紙写しのとおり

3 道のホームページ更新日

令和2年1月31日（金）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyohoteikyo.htm>

4 これまで情報提供してきた事業者数（今回情報提供分を含む。）

265社

本状発行日 1月16日
発行番号 [REDACTED]

平素は、弊社サービスをご利用頂き誠にありがとうございます。
でございます。

先日、ご請求をさせて頂きましたが本状発行日現在、
入金の確認が取れておりません。

つきましては、お支払い状況のご確認をお願いしたい
と存じます。

本状についてのご照会およびご返済に関するご相談は
下記電話番号までお願いします。

ご確認期日 2020年 1月 22日

なお、本状と行き違いにお支払い頂いておりました節
には、悪しからずご容赦願います。

その他、ご不明な点等ございましたらお気軽にご連絡
くださいますようお願い申し上げます。

お支払い状況のご確認、問い合わせ先

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目9-7

アピリス債権株式会社 東京第二事業部

03-[REDACTED]-[REDACTED]